

民間施設を活用した東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の  
装飾に係る実施要領

(目的)

- 1 「民間施設を活用した東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の装飾に係る実施要項(平成30年8月3日付30才計第73号。以下「実施要項」という。)」に基づき、東京都が都内の民間施設所有者(以下「施設所有者」という。)の協力を得て、東京2020大会のエンブレム等の装飾を行うに当たり、必要な事務手続き等を定める。

(施設所有者)

- 2 協力を得る施設所有者は、次の各号に該当するものは対象としない。
  - (1) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
  - (2) 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
  - (3) 団体の活動が、公序良俗に反するものその他社会的な非難を受けるおそれのあるもの
  - (4) 個人

(建築物)

- 3 実施要項第4に掲げる建築物は、建築基準法第2条に定める建築物及び特殊建築物をいう。

(協力の申し出)

- 4 実施要項第6により装飾の協力を申し出ようとする施設所有者は、「民間施設の装飾に関する申し出書」(別紙)に必要事項を記載の上、次の書類を添付し、東京都に提出する。
  - (1) 寄付行為、定款、規約又はこれらに類するものその他施設所有者の存在及び事業内容を確認することができる書類
  - (2) 役員その他施設所有者の氏名、住所等を明らかにする書類
  - (3) 装飾のデザインを示した書類(仕様書、配置図、着色したデザイン図 等)
  - (4) 装飾する施設の概要がわかる書類(建築物の立面図及び平面図 等)
  - (5) 施設の周辺情報がわかる地図等の書類(付近案内図 等)
  - (6) 装飾の実施に係る経費の見込み額がわかる書類
  - (7) (1)から(5)に掲げるもののほか、特に必要と認める書類

(装飾の承認)

- 5 東京都は、前項の協力の申し出を受け、書類審査、現場確認及び施設所有者との協議を経て、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）宛てに、装飾に係る東京 2020 大会エンブレム等の使用申請の手続きを行い、承認を受ける。

(協定)

- 6 前項により承認を受けた後、東京都と施設所有者は、実施要項第 6 に掲げる協定を締結する。協定において、双方の役割分担、費用負担その他秘密保持に関する事項等について定める。

(実施計画の提出)

- 7 実施要項第 8 により施設所有者が提出する実施計画には、装飾物の制作や装飾の施工工程、施工責任者、予算額その他必要な手続き等を記載する。

(装飾物の制作)

- 8 施設所有者は、装飾物の制作過程において、デザイン・色等に関して、東京都を通じて組織委員会の承認を受ける。装飾物の素材は、掲出期間において剥離等が生じないものとする。

(装飾の施工に係る手続き)

- 9 装飾にあたり、屋外広告物に関する手続きは東京都が行う。施設所有者は、施工に係る道路占有の手続きなど、必要な手続きを行う。

(装飾の施工)

- 10 施設所有者は、事故等がないよう十分に留意して装飾の施工を行う。

(実施報告の提出)

- 11 実施要項第 9 により施設所有者が提出する実施報告には、装飾の掲出日等、東京都が必要と認める事項を記載するほか、掲出した写真など施工を確認できる資料を添付する。

(管理・事故等の報告)

- 12 実施要項第 10 にいう装飾の汚損や事故等が発生した場合、汚損等の概要、対応策及びその工程その他東京都が必要と認める事項を報告する。

(撤去の報告)

- 13 実施要項第 11 に定める装飾の撤去の際には、施設所有者は、撤去日、撤去後の写真、廃棄物の処分方法、その他東京都が必要と認める事項を報告する。

(その他)

- 14 この要領に定めるもののほか、装飾の実施に関し必要な事項は、東京都が別に定める。